Z―76 再―C

所得税法　試験問題

〔注意事項〕

1．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

2．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

3．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

4．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

5．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

6．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

7．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

8．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

9．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10. 問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12. この問題のページ数は、「Ｃ１～Ｃ11」です。

13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ― 50 点―

問１（30 点）

売掛金が回収不能となった場合の所得税法上の取扱いについて、次の⑴及び⑵の問に答えなさい。

⑴ 居住者が営む事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

（注） 事業を廃止した後に売掛金の回収不能が生じた場合についても説明すること。

⑵ 居住者が営む雑所得を生ずべき業務の遂行上生じた売掛金について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

問２（20 点）

居住者Ａは、令和６年分の所得税の確定申告書を確定申告期限までに提出しており、同確定申告書には生命保険契約に基づく満期返戻金の受領に係る一時所得の金額が記載されていた。令和８年２月某日に、同確定申告書に記載した同一時所得の金額の計算において控除した既払込保険料の金額に誤りがあり、納付すべき税額の計算にも誤りがあったことが判明した。

この場合、Ａが行うことができる手続について、次の⑴及び⑵の問に答えなさい。

⑴ 納付すべき税額が過少であった場合の手続について、簡潔に説明しなさい。また、本設問の場合における加算税の取扱いについても説明しなさい。

（注１） 生命保険契約に基づく満期返戻金の所得区分及び所得金額の計算について説明する必要はない。

（注２） 加算税の取扱いのうち、国税通則法に規定されている制度に係るもの以外のものについて説明する必要はない。

⑵ 納付すべき税額が過大であった場合の手続について、簡潔に説明しなさい。

〔**第二問**〕 ―50点―

【解答に当たっての注意点】

1　税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、本年の税額等の計算において納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「０」と記入しなさい。解答する金額が「０」の場合には、その理由を「計算過程」欄に記入しなさい。また、減価償却費の計算上、１円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとする。

2　問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問

居住者甲(45歳)の令和８年(令和８年１月１日から令和８年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、次の**【資料Ⅰ】**～**【資料Ⅴ】**のとおりである。

これらの資料に基づき、「Ⅰ　各種所得の金額の計算」、「Ⅱ　課税標準額の計算」、「Ⅲ　所得控除額の計算」、「Ⅳ　課税所得金額の計算」及び「Ⅴ　税額控除額及び税額の計算」の計算過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、確定申告書は、取引を正規の簿記の原則に従って処理した会計帳簿に基づく貸借対照表及び損益計算書と共に、法定申告期限までに、電子申告により提出が行われるものとする。

おって、甲は消費税等の経理方式は税込経理方式を採用している。

【資料Ⅰ】

1　甲は、丙法律事務所において専ら従業員(勤務弁護士)としての地位で弁護士業務に従事していたが、本年３月31日に丙法律事務所を退職した。

2　甲は、丙法律事務所に平成25年９月１日に入所している。本年中に丙法律事務所から支払いを受けた給与等及び退職手当等の金額は次のとおりである。

⑴　給与等　5,495,000円

この金額から源泉所得税等が1,012,196円、社会保険料が419,868円控除されている。

また、給与等には、本年１月から３月までの分の所得税等が課せられない通勤手当が45,000円含まれている。

⑵　退職手当等　5,800,000円

この金額から源泉所得税等が15,315円控除されている。

甲は、丙法律事務所に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、当該退職金に対する所得税等の源泉徴収を受けた上で支給されている。

【資料Ⅱ】

1　甲は、本年４月１日に個人事業主として独立開業し、本年４月16日に、個人事業の開業届出書及び青色申告承認申請書(本年分の確定申告より、青色申告書を提出したい旨を記載したもの)を提出した。甲が本年４月16日に行った青色申告の承認申請については、本年12月31日までに承認又は却下の通知を受けていない。

2　甲は、車両運搬具及び器具備品の減価償却方法について、本年４月16日に定率法による償却方法を選定することの届出書を適正に提出した。

3　甲の独立開業後の事業に関して、甲が作成した損益計算書は次のとおりである。

損　益　計　算　書

	自令和８年４月１日	至令和８年12月31日	（単位：円）
給料賃金	3,500,000	売上高	12,832,782
事務消耗品費	2,400,000	雑収入	3,720,000
租税公課	647,800		
車両関連費用	2,000,000		
その他諸経費	4,910,000		
当年利益	3,094,982		
	16,552,782		16,552,782

4　損益計算書の売上高は、本年４月１日から12月31日までに入金されている金額であり、その内訳は次のとおりである。

相手先	本年入金額	源泉所得税等の金額	備考
Ａ社	1,277,312円	130,688円	(注１)
Ｂ個人	1,584,000円	0円	(注２)
Ｃ社	1,081,800円	118,200円	(注３)
Ｄ社	1,445,800円	204,200円	(注４)
Ｅ個人	550,000円	0円	(注５)
Ｆ社	299,370円	30,630円	(注６)
その他	6,594,500円	770,855円	
合計	12,832,782円	1,254,573円	

(注１)　Ａ社と本年４月１日に顧問契約を締結した毎月の弁護士顧問料である。毎月の入金額は159,664円(源泉所得税等16,336円控除後)であり、令和８年12月分は令和９年１月７日に入金されている。

なお、甲の事業所得に係る源泉所得税等については、収入の発生時に「仮払源泉税」を資産の部に計上し、源泉所得税等控除後の収入金額を「売掛金」として処理を行っている。

一括評価貸金の貸倒引当金の設定の対象となる債権の金額は、売掛金として処理し

ている金額とする。

（注２） Ｂ個人の民事裁判の事件の成功報酬2,640,000円のうち、60％相当額が本年12月15日に入金されたものである。残りの40％は令和９年１月から12月にかけて毎月88,000円ずつ入金される予定である。

（注３） 本年７月１日にＣ社の社外取締役に就任したことにより支給されている非常勤取締役としての報酬である。毎月の入金額は180,300円（源泉所得税等19,700円控除後）であり、支給日に入金されている。

（注４） Ｄ社の債務整理に係る法律相談の弁護士報酬である。業務の一部を丁弁護士へ外部委託しており、本年中に丁弁護士は委託した業務を完了したため、Ｄ社からの報酬額（源泉所得税等204,200円控除前の金額）の30％相当額を支払うことになっている。

（注５） 本年12月25日にＥ個人から依頼されて受任した民事事件に係る着手金であり、当該着手金は返還不要である。令和９年１月15日から事件に着手している。

（注６） 本年６月15日に金融機関であるＦ社において行った一般向けのマネ－セミナ－の講師をしたことによる講師料である。

5　損益計算書の雑収入は、本年４月１日から12月31日までに入金された金額であり、次のものが含まれている。

⑴　Ｇ社が発行しているスポ－ツ雑誌に甲の趣味であるランニングの原稿を執筆したことによる原稿料収入　69,853円（源泉所得税等7,147円控除後の金額）

⑵　アメリカのＨ銀行のハワイ支店にある外貨預金の受取利息　12,700円

⑶　金地金の売却収入　1,530,000円

この金地金は、平成20年１月25日に甲の父が680,000円で購入したものであり、平成25年２月19日に甲の父が甲へ贈与している。甲は売却時に、売却手数料を17,250円支払っている。

⑷　本年11月20日に解約した生命保険会社の生命保険契約の解約返戻金　2,058,000円

この保険の保険契約者は甲、被保険者は甲の母であり、保険料払込人は甲、保険金受取人は甲である。

なお、既払込保険料の総額は1,578,650円である。

6　給料賃金3,500,000円は、令和８年４月１日から12月31日までに支払った金額であり、甲の配偶者乙への青色事業専従者給与1,800,000円が含まれている。乙は、本年８月１日から甲の青色事業専従者として甲の事業に従事しており、甲は、本年９月25日に「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署長へ提出している。乙に支給した給与の額は、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内であり、労務の対価として相当な金額である。

毎月の給料は15日が締日で、25日が支払日である。本年12月16日から12月31日までの従業員への未払給与は160,000円である。

7　事務消耗品費 2,400,000 円には次のものの取得価額が含まれている。

内容	取得年月日	事業の用に供した日	取得価額	法定耐用年数
パソコン	令和８年３月25日	令和８年４月５日	275,000 円	４年
タブレット２台	令和８年３月25日	令和８年４月５日	198,000 円	４年
事務用機器	令和８年４月７日	令和８年４月７日	300,000 円	５年
電話設備	令和８年３月25日	令和８年４月１日	450,000 円	６年
間仕切り(注2)	令和８年５月３日	令和８年５月７日	970,000 円	15 年

（注１）　複数台を同時に購入している場合は、同一価格で購入しているものとする。台数等の記載がないものは、１個又は１組の金額である。

（注２）　間仕切りは、固定資産の種類として建物附属設備に該当する。

なお、所得税法施行令 138 条に規定する少額の減価償却資産に該当する資産は、必要経費の科目は「事務消耗品費」で処理し、租税特別措置法 28 条の２に規定する中小事業者の少額減価償却資産に該当する資産は、同条の規定を適用した上で、必要経費の科目は「減価償却費」として処理をすること。

8　租税公課 647,800 円には、次のものが含まれている。

⑴　売却した自宅の土地と建物の固定資産税　270,000 円（本年６月に全納した金額）

売却に伴い買主から収受した固定資産税の清算金 50,000 円（建物部分 12,000 円、土地部分 38,000 円）控除前の金額である。

⑵　Ｉ車両の購入時に支払った未経過期間分の自動車税　20,000 円

⑶　本年中に支払った所得税等の予定納税額　97,800 円

なお、上記⑴～⑶以外に、令和９年４月 30 日に口座振替により支払う令和８年分の事業所得に係る確定消費税等 245,000 円があるが、この金額は租税公課に含まれていない。

9　車両関連費用 2,000,000 円の内訳は以下のとおりである。

なお、Ｉ車両の事業供用割合は 60％である。

⑴　令和８年５月 20 日に購入した中古であるＩ車両の購入代価

内容	事業の用に供した日	購入代価	法定耐用年数	備考
車両運搬具	令和8年6月25日	1,820,000 円	６年	新車登録　令和５年４月

（注）　事業の用に供した後の使用可能期間の見積もりが困難であるため、簡便法により算定した中古資産の耐用年数により償却する。

⑵　燃料費（ガソリン代）及び自動車保険料として支払った金額の合計額　168,000 円

⑶　Ｉ車両のリサイクル預託金として支払った金額　12,000 円

10　その他諸経費 4,910,000 円には、以下のものが含まれている。

⑴　Ｄ社の債務整理に係る法律相談の丁弁護士への弁護士報酬支払額　449,055 円

源泉所得税等 45,945 円控除後の金額である。

⑵　事務所を賃借する際の費用として以下のものを支出している。

① 事務所の敷金　600,000円

② 事務所の賃借に伴う仲介手数料　220,000円

③ 家賃保証会社への保証料　275,000円(賃貸借期間　令和８年４月１日～令和10年３月31日に対応するもの)

⑶ 自宅の水道光熱費と電話代　255,945円

⑷ 小規模企業共済等掛金の年払額　240,000円

⑸ 甲が評議員を務めている社会福祉法人Ｊ会に対する寄附金　70,000円

【資料Ⅲ】

１　甲は、令和８年８月30日にドル建の定期預金2,000ドル(令和２年８月に１ドル143円で預け入れ)が満期になったことにより、この定期預金のドル通貨をドル建のＭＭＦへ転換している。令和８年８月30日の為替相場は１ドル135円である。

２　甲は、令和７年分の確定申告において、同年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額360,000円について、その金額の計算に関する明細書を添付した上で、確定申告書を提出している。

３　甲は、国内証券会社であるＫ証券会社に特定口座(源泉徴収あり)及び少額投資非課税口座を開設しており、また、Ｌ証券会社に一般口座を開設している。本年分として次の取引があった。

⑴ Ｋ証券会社の特定口座内の上場株式等の譲渡損失　315,000円

⑵ Ｋ証券会社の特定口座内の上場株式等の配当所得　265,000円

⑶ Ｋ証券会社の少額投資非課税口座の上場株式等の配当所得　80,000円

⑷ Ｌ証券会社の一般口座内の上場株式等の譲渡所得　500,000円

４　甲は、Ｍ社株式(上場株式等以外の株式)に係る配当金143,244円(源泉所得税等36,756円控除後)を受け取っている。Ｍ社は３月決算法人で、定時株主総会は本年５月20日に開催され、配当の効力発生日は本年５月21日である。

５　甲は、Ｋ証券会社において個人型確定拠出年金の掛金138,000円を支払っている。

【資料Ⅳ】

甲は、自宅建物及びその敷地を本年10月25日に売却した。この売却に関する事項は次のとおりである。

１　売却価格は、建物が15,000,000円、土地が45,000,000円である。

２　建物(木造２階建て、居宅)の所有権は、甲と乙の1/2ずつの共有であり、土地(宅地)の所有権はすべて甲である。

３　建物は平成29年３月21日に新築により取得したものであり、土地は平成28年８月31日に取得している。

4　建物の購入代金は、21,500,000円である。別途、司法書士へ住宅ローンを組むための抵当権設定費用285,000円と金融機関へ保証料387,000円を支払っている。

5　土地の購入代金は36,500,000円である。別途、土地を取得する際に仲介業者へ仲介手数料1,312,200円と司法書士へ所有権移転の登記費用217,000円を支払っている。

6　売却時に不動産業者へ仲介手数料2,145,000円を支払い、売却時の売買契約書に30,000円の印紙を貼っている。譲渡費用の金額については、甲と乙へ、それぞれの譲渡所得の収入金額に応じて按分して計算すること。

7　木造の住宅用建物の法定耐用年数は22年である。

8　甲は、過去に居住の用に供していた土地建物等を譲渡したことはなく、現在は、賃貸物件に居住している。

【資料Ⅴ】

1　甲が本年中に支払った保険料等は次のとおりである。

⑴　甲の国民年金保険料　　164,770円

⑵　甲の国民健康保険料　　456,000円

⑶　乙の国民年金基金の保険料　352,000円

⑷　生命保険料

①　旧一般生命保険料　76,148円

②　新一般生命保険料　42,038円

③　介護医療保険料　　21,652円

2　本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。

⑴　甲の配偶者乙(45歳)、長男(16歳)は甲と同居しており、生計を一にする親族である。

⑵　甲の長女(20歳)も甲と生計を一にする親族であるが、大学進学のため甲とは別居し、一人暮らしをしている。甲の長女の本年中の収入は、アルバイト労働に係る給与収入980,000円である。甲は、令和8年中に、上記1のほか、甲の長女の国民年金保険料73,200円を支払っている。

⑶　甲の母(80歳)は、本年6月15日に重度の認知症(要介護4相当)と医師に診断されたので、甲が令和8年8月1日に母の成年後見人に就任し、法定後見が開始している。甲の母は、令和8年8月10日以来施設に入所しており、母の施設費用及び生活費は甲が負担している。

甲の母の令和8年中の収入は、遺族年金1,118,700円と本人の公的年金収入612,200円(介護保険料37,800円控除後の金額)である。

⑷　長男には、本年中の収入はない。

3　甲が本年中に支払った医療費等の内訳は次のとおりである。なお、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用について考慮する必要はない。

⑴　令和８年12月　甲と乙のインフルエンザ予防接種代　9,000円

⑵　令和８年10月　甲の長男の入院及び手術に関する費用　285,000円

この入院及び手術に関する費用について、国民健康保険組合から家族療養付加金として162,000円が令和９年２月に支給されている。

⑶　令和８年11月　甲の長男のコルセット作成費用　75,000円

コルセットは医師の指示に従って作成したものであり、この作成費用について、国民健康保険組合から補填金として52,500円が支給されている。

⑷　乙の令和８年中の医療費　135,000円

上記金額には、海外旅行中に現地の病院へ支払った治療費38,000円が含まれている。

⑸　甲の母の施設代金の領収書に記載されている医療費控除の対象となる金額　192,500円

⑹　成年後見人の申し立てに必要な医師の診断書作成料　5,000円

4　甲が本年中に支払った事業に関連しない寄附金は次のとおりである。

⑴　日本赤十字社への寄附金　令和８年１月～12月にかけて毎月定額送金　月5,000円

また、令和７年12月に亡くなった甲の父から遺産相続をした現金5,000,000円のうち250,000円を令和８年11月に日本赤十字社へ寄附している。

⑵　ふるさと納税　135,000円

上記ふるさと納税の謝礼として、本年中に時価40,000円の返礼品を受け取っている。

【参考資料】

1　減価償却資産の償却率表(抄)

耐用年数	旧定額法	定額法	定率法
２年	0.500	0.500	1.000
３年	0.333	0.334	0.667
４年	0.250	0.250	0.500
５年	0.200	0.200	0.400
６年	0.166	0.167	0.333
15年	0.066	0.067	0.133
22年	0.046	0.046	0.091
33年	0.031	0.031	0.061

2　給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,900,000円以下	650,000円
1,900,000円超　3,600,000円以下	収入金額× 30% +80,000円
3,600,000円超　6,600,000円以下	収入金額× 20% +440,000円
6,600,000円超　8,500,000円以下	収入金額× 10% +1,100,000円
8,500,000円超	1,950,000円(上限)

3　65歳以上の者の公的年金等控除額の速算表(抄)

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
3,300,000円以下	1,100,000円
3,300,000円超　4,100,000円以下	400,000円+(収入金額－　500,000円)× 25%
4,100,000円超　7,700,000円以下	1,300,000円+(収入金額－ 4,100,000円)× 15%
7,700,000円超　10,000,000円以下	1,840,000円+(収入金額－ 7,700,000円)×　5%
10,000,000円超	1,955,000円

4　基礎控除の控除額

居住者の合計所得金額	控除額
1,320,000円以下	950,000円
1,320,000円超　3,360,000円以下	880,000円
3,360,000円超　4,890,000円以下	680,000円
4,890,000円超　6,550,000円以下	630,000円
6,550,000円超　23,500,000円以下	580,000円
23,500,000円超　24,000,000円以下	480,000円
24,000,000円超　24,500,000円以下	320,000円
24,500,000円超　25,000,000円以下	160,000円
25,000,000円超	0円

5　所得税率

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から　1,949,000円まで	5％	0円
1,950,000円から　3,299,000円まで	10％	97,500円
3,300,000円から　6,949,000円まで	20％	427,500円
6,950,000円から　8,999,000円まで	23％	636,000円
9,000,000円から　17,999,000円まで	33％	1,536,000円
18,000,000円から　39,999,000円まで	40％	2,796,000円
40,000,000円以上	45％	4,796,000円

6　配偶者控除の控除額

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
9,000,000円以下	380,000円	480,000円
9,000,000円超　9,500,000円以下	260,000円	320,000円
9,500,000円超　10,000,000円以下	130,000円	160,000円

7　配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	9,000,000円以下	9,000,000円超 9,500,000円以下	9,500,000円超 10,000,000円以下
580,000円超 950,000円以下	380,000円	260,000円	130,000円
950,000円超 1,000,000円以下	360,000円	240,000円	120,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円

8　特定親族特別控除の控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
580,000円超　850,000円以下	630,000円
850,000円超　900,000円以下	610,000円
900,000円超　950,000円以下	510,000円
950,000円超　1,000,000円以下	410,000円
1,000,000円超　1,050,000円以下	310,000円
1,050,000円超　1,100,000円以下	210,000円
1,100,000円超　1,150,000円以下	110,000円
1,150,000円超　1,200,000円以下	60,000円
1,200,000円超　1,230,000円以下	30,000円